

特別支援学校教諭免許状取得

(特D) 千葉県教育委員会免許法認定講習（現職教員対象）での単位修得方法

【根拠規定】教育職員免許法別表第7（特別支援学校二種免許状の取得）

取得免許状	基礎免許状	基礎免許状を取得したのち	
特別支援学校教諭 二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は 幼稚園教諭の普通免許状	良好な成績の実務年数	3
		修得を要する単位数	6

※良好な成績の実務年数は、特別支援学校または基礎免許状の学校に在職した年数とする。

※特別支援学校での実務年数を含める場合、所有する基礎免許状（助教諭免許状を含む）における学部（幼稚部・小学部・中学部・高等部）での実務経験でなければならない。

＜修得単位の内訳＞ 特別支援学校教諭二種

	免許法施行規則に定める科目区分	必要単位数（計6単位以上）	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育基礎理論	
第2欄	＜特別支援教育領域に関する科目＞ ※免許状に定める教育領域について必要単位を修得し、第2欄の修得単位の合計が2単位以上になるようにすること。 ※視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育領域は、それぞれの科目を1単位以上、計2単位以上修得すること。	視	視覚障害児の心理生理病理（1単位以上） 視覚障害教育指導法（1単位以上）
		聴	聴覚障害児の心理生理病理（1単位以上） 聴覚障害教育指導法（1単位以上）
		知	知的障害教育総論（1単位以上）
		肢	肢体不自由教育総論（1単位以上）
		病	病弱教育総論（1単位以上）
第3欄	＜免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目＞ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（心理等に関する科目） 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（教育課程等に関する科目） ※免許状に定められる領域以外の全ての領域を修得すること（重複障害・LDを含んで修得）	重複障害LD等の心理生理病理と指導法（1単位以上） 特別支援教育総論（1単位以上） ※それぞれの科目を1単位以上、計2単位以上修得すること。	

千葉県教育委員会免許法認定講習（現職教員対象）は、二種免許状のみに対応。

注1）第3欄の「重複障害LD等の心理生理病理と指導法」及び「特別支援教育総論」について、

- ・平成24年度以前に千葉県教育委員会免許法認定講習で修得した同欄の単位
- ・平成25年度以前に千葉大学免許法認定講習で修得した同欄の単位

の場合、各科目に含める必要事項「心理等に関する科目」又は「教育課程等に関する科目」のうち、いずれかの内容が不足する場合があります。その場合、不足内容を補うための単位修得が別途必要となります。